

日本菌学会会報投稿規程（令和4年10月12日改定）

日本菌学会会報（Japanese Journal of Mycology: 以下、日菌報と略す）は、日本菌学会によって編集され、菌類に関する広汎な研究分野の論文、短報、総説、資料、解説等を原則として和文で掲載し、年1巻2冊を発行する。ただし、新産種や新産地等の記録に関する資料に限り、英文での投稿を認める。

1. 投稿は、原則として個人会員に限る。ただし、責任著者以外の共著者および招待・依頼を受けた著者は、非会員でもよい。なお、英文での投稿に際しては、事前に著者側で英文校閲を済ませ、そのことを投稿時に明示する。
2. 原稿の種類は、論文、短報、総説、資料、解説、その他とし、未発表のものに限る。解説は、原則として編集責任者からの依頼・招待によるものとする。
3. 論文、短報、総説、資料、解説は、審査の対象とする。原稿の採否、修正、および掲載の順序は、編集委員会の決定による。依頼・招待原稿は、原則として編集責任者・編集幹事が審査に当たる。
4. 論文は、独創的でそれ自身独立して価値ある結論あるいは事実を含むものとする。短報は、限られた分野の部分的な発見や知見、新しい手法などで、報告する価値のあるものとする。総説は、菌学の各分野の現状を紹介し、総括と今後の展望を示したものとする。資料は、新産種や新産地等の記録、研究成果、技術紹介等とする。解説は、菌学に関わる最新の動向、菌類の実験・観察に関わる技法、菌類の産業利用・応用研究の現状・課題等について、平易に説明するものとする。
5. 他の学術誌に投稿中もしくは受理・出版済みの原稿は受け付けない。審査の対象となる記事については、同内容の原稿が他の学術誌へ投稿されていないこと、および著者全員が本会報への投稿を承認していること投稿時に明示する。また、利益相反が無い旨も投稿時に併せて表明し、もし利益相反が懸念される場合は投稿前に日菌報編集責任者へ確認を取ること。
6. 生物多様性条約（CBD）の下で定められた「遺伝資源の取得の機会（Access）とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（Benefit-Sharing）：ABS」の実施に関する規定に基づき、著者は遺伝資源の利用に関する国際法および標本が採取された国の法律を適切に遵守することが求められる。また、論文中で用いられた海外の遺伝資源が、ABSに則り合法的に取得されたものであることを示す証拠（公文書のコード番号、現地機関の連絡先など）を論文中に記載することが推奨される。
7. 投稿原稿は、投稿規定と投稿細則に従って作成する。
8. 論文、総説、ならびに解説は刷りあがり10ページ以内、短報は6ページ以内、資料は4ページ以内とする。超過ページ代は、1ページ12,000円、カラー印刷代は1ページ67,400円、その他著者が特に指定する印刷にかかる費用は実費を著者が負担する。ただし、編集委員会からの依頼原稿の超過ページ代およびカラー印刷代については、編集委員長と編集責任者が協議して負担額を決めるものとする。
9. 投稿は電子メールによる。原稿に投稿票（日本菌学会ウェブページ [https://www.mycology-jp.org/html/journal_j.html]）あるいは日菌報に掲載されているものに必要事項を記入した電子ファイルを添えて編集責任者宛に提出する。
10. 上記1～9の規定に従わない原稿は返却される。
11. 編集委員会は、原稿中の字句、図、表の統一をはかり、また、原稿の種別の変更や訂正を著者に求めることがある。英語については、専門の校閲者に依頼して修正することがある。
12. 審査で訂正を求められた原稿が返却の日付から3か月以内に再提出されない場合は、著者が投稿をとり下げたものとして処理する。なお、再提出の際は、新旧両方の原稿を必ず一緒に返送する。
13. 審査を終了した原稿には、著作権譲渡書（ウェブページあるいは日菌報に掲載されているものに署名等をしてPDF等の電子ファイルにしたもの）を添えて、編集責任者に最終原稿の電子ファイルを提出する。電子ファイルの提出は、編集責任者の指示する方法（CD-ROM、電子メール添付など）で行なう。
14. 著者校正は初校のみとし、原則2日以内に原稿とともに返送する。
15. 掲載された論文、短報、総説、資料、解説、その他の著作権は、オンライン配布を含み、本学会に帰属する。
16. 本誌はオープンアクセス誌であり、各掲載記事にはクリエイティブ・コモンズ表示・非営利・改変禁止（CC BY-NC-ND 4.0）の条件が適用される。
17. 招待原稿に対する原稿料は支払わない。